

2 西子保第 246 号
令和 2 年 4 月 27 日

保護者各位

西東京市子育て支援部
保育課長 海老澤 功

緊急事態宣言を受けた臨時休園及び特別保育の延長と今後の対応について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園の自粛等にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

緊急事態宣言が東京都に適用されたことを踏まえ、保育施設を臨時休園し、5月6日までの間、特に保育が必要な児童に限って緊急事態宣言を受けた特別保育へのご協力をお願いしておりますが、保護者の皆様のご協力により、保育園職員の 2 交代制勤務や妊娠中の職員をお休みさせるなどの対応をとることができました。ここに厚く御礼申し上げます。

しかしながら、感染症の収束は未だ見通せず、緊急事態宣言の終期も定かでない現状を踏まえ、本市の認可保育所等（認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）における、特別保育及び登園の自粛について、次の通り方針を定めました。皆様の大切なお子様や、保護者の皆様、そして保育園職員を新型コロナウイルスの感染から守るための取組みに、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 「臨時休園」と「特別保育の実施」について

- (1) 緊急事態宣言が5月6日に解除された場合

「臨時休園」及び「特別保育の実施」期間を5月9日（土）まで延長します。

5月11日（月）から保育所等を再開いたします。

- (2) 緊急事態宣言が5月6日に解除されなかった場合

「臨時休園」及び「特別保育の実施」期間を緊急事態宣言が解除された日の2日後まで延長します。

例えば、X月10日に緊急事態宣言が解除された場合は、X月12日まで臨時休園とし、X月13日から保育所等を再開いたします。

2. 緊急事態宣言解除後の登園について

- (1) 緊急事態宣言の解除後、お仕事の再開等により保育の実施が必要な場合は、保育所等の運営再開日の前日（緊急事態宣言の解除の2日後）までに、在園の保育所等にお電話等で、保育の利用が必要になる旨と必要な日数などをお申し出ください。

※特別保育利用中のご家庭は改めてのお申し出は不要です。

(2) 緊急事態宣言が解除された場合も、自宅での保育が可能なご家庭につきましては、引き続き登園の自粛にご協力をお願いいたします。

3. 保育料の扱いについて

- (1) 緊急事態宣言が解除されなかった場合は、引き続き「特別保育」を利用されないご家庭及びお休みいただいた日の保育料は、日割りにて減免いたします。
- (2) 解除された場合につきましても、5月中の保育料は、欠席日数に応じて日割りにて減免いたします。6月以降の取り扱いについては改めて5月中にお知らせします。
- (3) 減免対象になる場合でも月末の保育料は通常通り口座から引き落としさせていただきましますのでご注意ください。減免した保育料は6月～7月以降の保育料に充当する予定です。小規模保育事業、事業所内保育事業の場合は、精算方法が異なる場合がございますので、各施設にご確認ください。

4. 育児休業からの復職日の延長等について

緊急事態宣言及び登園自粛要請期間の延長に伴い、5月末としておりました育児休業からの復職の期限を6月末まで再延長します。

また、求職活動によるご利用で自粛にご協力いただける場合には、求職要件での在園の期間を8月末までといたします（今後も求職活動を継続する意思がある場合に限る）。

※これらの期間につきましては、緊急事態宣言又は登園自粛要請期間が5月末を越えて延長された場合には、再度延長いたします。

5. 休園（欠席）期間の特例について

休園（欠席）が2か月を超えた場合でも、上記復職日の延長の取り扱いと同様に、6月末までは退所の扱いといたしませんのでご安心ください。

6. ご家庭での保育について

長引く自粛生活によるストレス等により、お子様の様子や保護者の方のご体調等にご不安がありましたら、在園している保育所等にご相談ください。また、地域子育て支援センターでも、公立保育園の栄養士・看護師、地域子育て支援センター専任の保育士が子育ての電話相談（平日の朝9時30分から午後4時30分まで）をお受けしています。保育所等とご家庭で連携し、大切なお子様の育ちを共に支えていきましょう。

地域子育て支援センター 「すみよし」 042-421-8146 「けやき」 042-464-3823
「なかまち」 042-422-4880 「ひがし」 042-421-9913
「やぎさわ」 042-465-0328

【問い合わせ先】 西東京市子育て支援部保育課保育係 電話：042-460-9842